

機能強化加算

当院では地域におけるかかりつけ医療機関として、患者様の『健康診断の結果等の健康管理に関する相談、保健・福祉サービスに関する相談および夜間・休日の問い合わせ』への対応を行っております。このため、かかりつけ医機能に対する医療費として、初診料・小児かかりつけ診療料等に厚生労働省の定める「機能強化加算」を算定しております。

小児かかりつけ診療料

当院では継続して受診され、登録された6歳未満の患者様に「かかりつけ医」として次のような診療をおこないます。

- 急病時の診察や、慢性疾患の指導管理
- 発達段階に応じた助言・指導及び健康相談
- 予防接種の接種状況の確認、接種時期の指導、また予防接種の有効性・安全性に関する情報提供
- 必要に応じた専門医・医療機関の紹介
- 夜間・休日の緊急時（診察時間外の時）の電話によるお問い合わせへの対応

登録には「小児かかりつけ診療料」に関する同意書に署名が必要です。

小児かかりつけ医の登録は1名につき1医療機関のみです。他院で登録されている場合はお知らせください。また、当院で登録したあとに、他院で登録される場合は、当院の登録を解除しますのでお気軽にお知らせください。

電子的診療情報連携体制整備加算

当院では医療DXを推進し、質の高い医療を提供するための体制を整備しています。

1. オンライン請求をおこなっています。
2. オンライン資格確認を行う体制を整えています。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報（薬剤情報・特定健診情報・そのほか必要な診療情報）を診療室等で閲覧または活用できる体制を整えています。
4. 電子処方箋を発行できる体制を整えています。
5. マイナ保険証の利用促進など、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

一般名処方加算

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方*を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※「一般名処方」とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。